サラリーマン川柳

(V

V`

夫婦

寝言と

鼾

0

語

り

合

V

毎

食後

テ

ザ

だっ

た が

> い ま 薬

(稼い

でも

まって

V

くの

は

妻

 \mathcal{O}

肉

同

窓会

案内届

い

イエ

ット)

下田

口

中

越

第774号2013.1.21 連合中越地域協議会 長岡市東蔵王2-2-68 TEL 0258-24-0515 FAX 0258-24-8930 発行人 矢島 良彦 定価 1部10円購読料は会費に含む

→ された。また、座った 付けて下さい」と講演 ま 頃 などのな あのの

ŋ́,

万 Ġ

7病のもとで、運動が大事

両法

第

性の

が の の み 条:

等 の基婚

し権い姻

うえ、

=

51が 参 熱心 な質 簡 意 見が 多

5 加

5

リウム長

お

1

て -月

じ回 30 たっとう

第 13

17時

ミか

学会から 51々りム 長岡 に

名の参

加

で開

催

ア中 ۴ 越

高

ば 12

月

10

日

単会

カ

ー」を各単

防と原子力防災に今年は「糖尿病 会長の挨 を実 拶 施 つの い予 の共催せ き、 策について」 《について』 古川時「糖尿病の予防」 越地協横澤 挨 لح 続長

講

演

連 美氏 (新 湯湯・ 健 康 福晴

一 一 一 正 正 正 正 正 に 一 に で い に の に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 に る に 。 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 ただいた。 続いて 江子 して いた。

|病を生活習慣として認| 古川氏からは「糖尿 線と放射能の区分か 場と放射能の区分か 場内の取り組み、非難 明があり、会員から 説 出され、たいくことの説 出され、たいくん有意

義だった。

越

高齢

協

さ利来さ年シ条

原子力防災について」 動についての実技を 『健師)から、予防や ▽ 環境部地域保健課・ △ 間ほどの講演をいただと長)からそれぞれ1時々子力安全対策室・室

2013年度予長岡市予算に関する要望書

矢島中越地協議長以下5名が出席し意見交換

取り

み

強

意見交流化と充

|答書第

を 織

とは、

3月期には

環境

交流会、

アフ

し、

5 月 実行 その

に協

議したこ

等

を求め、 組

領国 18日(水して、18日 年) 日 日 (水して、18日 年) 日 日 (水して、18日 年) 年11月12に向けた 事務局次長の5名が出・小林事務局長・中村

対日

望

ボル事業に対して、水サポートサービス法の順守」「パーソ法の原守」が 業 ボル事業に対して、事がサポートサービスモスの順守」「パーソナーなの順守」「パーソナーがあるが基法・契約では、一分をは、一分のでは、一分を監には、一分を監には、「一分を監には、「一分を監には、「一分を監に、

補等規受ら崎長月 足に要領回副而 18 説の望し

あ補

明い事

澤島か

副議ら連

議長は合た。

横矢越

となら

化防止 つ回 画に い長最に開 月

明があった。

・ 山崎副市長から説はを中心に副市長からの継続を中心に副市長からの継続を 矢島議長が回答書 では、 でではこの回答書 で配布し、意見照会を の精査分析を進める。 で配布し、意見照会を が、基だ、各産別構成組織 で配布し、意見照会を 会国

第1回担当者今連合中越国民市民担当 15議民連 市民運 当者会

略を協立として 運動部担当者越は、第1回 1日(水)、1日には例 年 通

を確認した。詳細は、 運動の給食残差回収ボ 運動の給食残差回収ボ 関催の新潟県食と環境 ネットワーク第6回総 会場 り 5 はア リカ救援米運動のR 4月にはアジア・R く に田植え95 新潟「平 は、様々な団体と協一への参加。7月以潟「平和行動 in沖行う。6月には連合田植え9月に稲刈り 柿様の平 な参加。 や各 川に 開催運

親しむと

む会

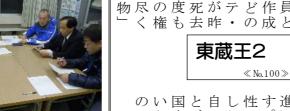
の地

参 区

加の

やユニオンパ 制等当面 プセミナー へ の 委員会の 応 委 員会傍 ワー SJネッ 確加ア傍 図体ツ聴

され、「ベアテの贈り物」 利の確立のために力を尽く 来日され、日本の女性の権 されました。戦後も何度も には、1月80日、89歳で死去 シロタ・ゴードンさんが昨



副議長

かた。

など

お事体の記また、宣

い動座ただした

2::配偶者

はならな

が力によ

り、

維

利を有することを基

てのすの音極勢もガ 。 改は的の 民訂の や党役員に いかにも 的かと思わいようで、思 法を活 ところで、 う 視するとのことで、 、まだ、 姎 前し (T) 画 Ł たとして り れせます にも女性 でしき 男 ずる まおうと 女 さま 女工工 くら 本人 安 玉 倍 削条のルペース 除かま率にンか自が等視へを ならまはなナり民、にのい積 い両で先っだま党本積姿ま極閣 を て 新れ い日 見い 政ま うい両で先 り るな本 る

三の活 動の多

賃上げ・一時金情報、活動予定・紹介・報告、地域よもやま情報、連合中越のホームページは http://tyuuetu.net/

連合中越のメールアドレスは rengo.c@topaz.ocn.ne.jp

999999999999999999999999

主催/(財)新潟県女性財団、長岡市 共催/長岡商工会議所、(社)長岡青年会議所

(財)新潟県女性財団地域セミナー

経営戦略としてのワーク・ライフ・バランス

企業と社員・双方の利益のために~

これからの時代 に必要な働き方 について考えて みませんか?

男性からも女性からも そんな声が増えています。



表ライラ 室 締 ス _{平成 15年} 役 ラ 淑 社 关 _{平成 17年} 惠

~小室》 平成 11 年

東京さん 路底〜 大学卒業、 陳資生堂に入社 結婚 日経ウーマン・ オブ・ザ・イヤー キャリアクリエイト 部門受賞 ・一一年退社

『チームを動かす!リーダー術』 (学研パブリッシッグ)等、著書多数

平成 25 年 1 月 30 日(水) 13:00~15:00 日時 会 場 アオーレ長岡 市民交流ホールB・C

対 象 定 昌 参加費

お申込み

企業経営者・団体代表等 (一般の方も聴講できます) 200 名 (先着順、定員になり次第、締切)

無料 (お車の場合、駐車料金は自己負担です。裏面参照) お問合せ

長岡市男女共同参画推進室

電話 (0258) 39-2746 電話、FAX、ホームページ のいずれかでお願いします。

ホームページ

長岡市 男女共同参画 検索

- 時保育が必要な方は、溝濱申込。 同時に電話にてお申込ください。

申込書 FAX(0258)39-2747 企業・団体名 役職等 氏名

千谷支部だより

今回は、12月6日に「割烹 魚新」で行いました「第 13回支部役委員会」と、その後に先期で退任されまし た役員の方の慰労を兼ねた忘年会について報告致しま す。

最初に、支部役員会を開催し滞りなく終了した後に 忘年会を行いました。

席では今年度の活動についての話しなどが出たり し、有意義な忘年会となりました。

今回退任されます4名の方には大変お疲れ様でした。 小千谷支部は、地域に根ざした活動を行っていきます ので、今後とも支部活動にご協力をお願い致します。



(事業主・労働者の方へ)

平成25年4月1日から 希望者全員の雇用確保を図るための 高年齢者雇用安定法が施行されます!

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇 用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

改正のポイント

- 1 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
- 2 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- 3 義務違反の企業に対する公表規定の導入
- 4 高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

65歳未満の定年を定めている事業主が、高年齢者雇用確保措置(裏面参照)として継続雇用制度を導入する場合、現行の法律では、継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定めることができます。今回の改正でこの仕組みが廃止され、平成25年4月1日からは、希望者全員を継続雇用制度の対象とすることが必要になります。 【経過措置】

し、以下の経過措置が認められています。 平成25年3月31日までに継続雇用制度の対象者の基準を労使協定で設けている場

- 平成28年3月31日までは61歳以上の人に対して
 平成31年3月31日までは62歳以上の人に対して
 平成34年3月31日までは63歳以上の人に対して
 平成37年3月31日までは64歳以上の人に対して
- 基準を適用することが できます.
- ◆たとえば、平成28年3月31日までの間は、61歳未満の人については希望者全員を対象にしなければなりませんが、61歳以上の人については基準に適合する人に限定することができます。



(*) 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

定年を迎えた高年齢者の継続雇用先を、自社だけでなく、 (子会社や関連会社など)まで広げることができるようになります。 子会社とは、議決権の過半数を有しているなど支配力を及ぼしている企業であり、 関連会社とは、議決権を20%以上有しているなど影響力を及ぼしている企業です。 この場合、継続雇用についての事業主間の契約が必要になります。

3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入

高年齢者雇用確保措置を実施していない企業に対しては、労働局、ハローワーク

が指導を実施します。 指導後も改善がみられない企業に対しては、高年齢者雇用確保措置義務に関する 勧告を行い、それでも法律違反が是正されない場合は企業名を公表することがありま

4. 高年齢者雇用確保措置の実施・運用に関する指針の策定

今後、事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針を、 労働政策審議会における議論などを経て策定します

この指針には、業務の遂行に堪えない人※を継続雇用制度でどのように取り扱うか

※平成24年1月6日の労働政策審議会の建議では、「就業規則における解雇事由または退職事由 に該当する者について継続雇用の対象外とすることもできる」とし「この場合、容観的合理性・ 社会的相当性が求められる」と示されています。

【高年齢者雇用確保措置とは】高年齢者雇用安定法第9条

定年を65歳未満に定めている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の①~③のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じなければなりません。 ②継続雇用制度の導入 ③定年制の廃止

◆改正法や高年齢者雇用確保措置について詳しくは、**最寄りのハローワーク**へお問い合わせ ください。

http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html

◆ (沖) 高齢・障害・求職者雇用支援機構の各都道府県にある高齢・障害者雇用支援セン では、高年齢者雇用アドバイザーの派遣などにより、高年齢者雇用についての相 談を行っています。

http://www.jeed.or.jp/jeed/location/loc01.html